

加美町観光ビジョン策定業務委託仕様書

1 業務名 加美町観光ビジョン策定業務

2 業務の目的

本業務は、ウィズコロナ・アフターコロナに伴う新しい生活様式や、デジタルトランスフォーメーションへの加速化など、刻々と変わる観光ニーズに対応する観光施策と将来展望を提示する「加美町観光ビジョン」を策定するものである。観光ビジョンの策定に当たっては、加美町の観光振興の方向性を明確にし、中短期の目標を掲げ、町と観光関連団体が共通理念のもと、既存の観光資源を活かし、または新たに創造し的確な役割分担の上で、計画的かつ継続的に事業展開できるような観光ビジョンであることが望まれる。

3 業務の実施場所 加美町

4 業務の実施期間 契約日から令和4年2月28日まで

5 観光ビジョン策定に係る体制

観光関連団体等で構成される「加美町観光ビジョン検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、委員会にて観光ビジョン策定を行う。また、委員会の下に「加美町観光ビジョンワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置し、観光ビジョン策定に関する意見交換を行う。なお、委員会及びワーキンググループの構成員については町が選出する。

6 業務範囲

- (1) 観光ビジョンの策定
- (2) 基礎調査実施及び分析
- (3) 委員会及びワーキンググループの運営支援

7 業務内容

(1) 基本的な理念

観光ビジョン策定の基本理念として、次の3つを意識して進めること。

- ア シビックプライドの醸成～町民の誇りにつながる観光
- イ 稼げる観光～地域産業の活性化につながる観光
- ウ ファンの育成～関係人口の創出や移住定住につながる観光

(2) 現状把握

本町における観光客の動向や現状、観光資源について、オープンデータ、委託者及び受託者が有する関連データ等を利用して、多角的・統計的に調査・検討し、整理すること。また、分析結果について委員会等での議論に使用するための資料を作成すること。

(3) 加美町及び周辺地域の観光資源の整理

次のキーワードについて、観光資源の整理を行うこと。また、その内容については委員会やワーキンググループでの資料に活用すること。

ア ウィズコロナ・アフターコロナの観光ニーズ対応

イ アウトドア・スポーツツーリズム

ウ ワークेशन・ヘルスツーリズム

エ 鳴瀬川ダムの観光活用

(4) 委員会及びワーキンググループの運営支援

策定会議配布資料の作成及び議事録の作成を行うこと。また、委員会は3回程度開催し、第1回目の委員会は10月下旬（予定）とする。また、ワーキンググループについては2回程度開催する。

(5) アクションプラン立案の支援

委員会及びワーキンググループの意見を反映したアクションプラン立案を行うとともに、体系化して観光ビジョンの策定を支援すること。

(6) 観光ビジョン策定の支援

ア 起草から完成までの各段階において、構成案、基本的な方向、基本目標、達成目標等について専門的な観点から助言・提案を行うこと。

イ オープンデータやニーズに基づくアクションプランを設定すること。

ウ 観光ビジョンの骨子、素案、説明用資料等それぞれの段階で図表やレイアウト等の作成支援をすること。

(7) 成果品及び報告書

本業務の完了時に、委託者へ成果品として以下のものを作成し提出すること。

(1) 観光ビジョン (A4判) 2部

(2) 報告書 (A4判・調査結果、議事録、実績報告書等) 2部

(3) 上記電子データ (CDまたはDVD) 2部

(8) 関係資料の作成

本仕様書に定める委託内容について、付帯的に発生する関係資料等の作成をすること。

8 業務の適正な実施に関する注意事項等

(1) 業務の再委託

受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託することはできない。
ただし、委託者が特別な理由があると認め、あらかじめ、これを承諾した場合には、この限りではないものとする。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 制作物が他社の所有権や著作権を侵すものでないこと

本事業に関して作成した資料、成果品の所有権及び著作権は、原則として全て加美町に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、加美町は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

9 その他

(1) 観光ビジョンの策定に当たっては、「加美町第二次総合計画」や「加美町まち・ひと・しごと創生総合戦略」など先行する各種計画との整合性を図ること。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定すること。